平成２５年（フ）第１１６７号
千葉県市川市宮久保２丁目５番３号　コーポＫＡＺＵ201号
債務者　布川　郁夫
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１１９０号
千葉県船橋市咲が丘３丁目11番９号　ＮＣＫコート102号
債務者　森山　正雄
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１１９２号
千葉県市原市滝口146番地の６
債務者　矢代　智己
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第５０４号
新潟市西区五十嵐２の町9108番地　八宝荘別２号、前住所新潟市西区五十嵐２の町9143番地16
債務者　山野　文代
1　決定年月日時　平成26年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５０８号
新潟市西区善久1013番地　鈴木貸家105号
債務者　山田　綾子
1　決定年月日時　平成26年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４５５号
金沢市山科町東85番地
債務者　鍛治　文雄
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第１７７号
長野県上田市古里200番地15　住マイル高木東103号
債務者　小林　秀信
1　決定年月日時　平成26年１月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第４５４号
岐阜県瑞穂市別府2094番地１　ヘーベルヒロセＡ21号
債務者　服部　　稔
1　決定年月日時　平成26年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第４６４号
岐阜市蔵前７丁目11番18―201号　エステートテジカラＡ
債務者　吉良山洋子
1　決定年月日時　平成26年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第２１４７号
愛知県あま市上萱津森74番地１　スカイハイツイトウ303号
債務者　安江　　潤
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２２２７号
名古屋市熱田区大宝１丁目14番３―414号　白鳥パークハイツ日比野東
債務者　笠井　秋子
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２３６０号
名古屋市港区稲永２丁目４番１―509号　港南荘
債務者　伊藤　美樹
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２４７号
三重県鈴鹿市南旭が丘３丁目５番22号、前住所三重県名張市東田原625番地86
債務者　藤川　宗継
1　決定年月日時　平成26年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２号
滋賀県米原市村居田287番地５
債務者　堀居　建一
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２５年（フ）第５４１号
兵庫県加古郡稲美町中村1382番地の１　向山団地７棟５号、従前の住所兵庫県加古郡稲美町中村1394番地の28
債務者　杉本沙緒理
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第１０号
兵庫県姫路市青山西１丁目１番６号、従前の住所兵庫県たつの市誉田町広山65番地
債務者　藤原　忠信
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１６７号
広島市西区鈴が峰町42番５―501号
債務者　ウイングマツバラこと　松原　榮始
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
広島地方裁判所民事第４部